



長野県報

4月16日(木)
平成27年
(2015年)
第2666号

目次

規則

長野県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則(自然保護課) 1

告示

長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定(水大気環境課) 2

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) 2

森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課) 3

林業再生総合対策事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木活用課) 3

公共測量の実施(建設政策課) 3

地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局) 3

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課) 4

随意契約の相手方の決定(税務課) 4

市街地再開発組合の定款の変更の認可(都市・まちづくり課) 4

都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課) 5

警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課) 5

特定調達契約に係る落札者の決定(会計課) 6

平成27年度長野県警察職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局) 7

正誤(県民協働課) 9



長野県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年4月16日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第35号

長野県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(長野県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第6中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「社団法人信州・長野県観光協会 財団法人長野県農業開発公社 社団法人長野県林業公社」を「一般社団法人信州・長野県観光協会 公益財団法人長野県農業開発公社 公益社団法人長野県林業公社」に改める。

(長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則(平成7年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号を次のように改める。

(2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第9条第5号を次のように改める。

(5) 国立研究開発法人森林総合研究所

(長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部改正)

第3条 長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則(平成16年長野県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 国立研究開発法人森林総合研究所

附則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課